

令和元年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年12月20日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
9番	田中 陽介	10番	稲垣 誠亮
11番	山本 剛	12番	鈴木 市朗
13番	工藤 義明	14番	野並 享子
15番	東郷 正明	16番	北村五十鈴
17番	荒川 泰宏	18番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第116号から議第142号まで

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第10号) 他26件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

第1 議第143号から議第148号まで

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第11号) 他5件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第15号から意見書第18号まで

(プラスチックごみ対策を求める意見書(案) 他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(岩井智恵子君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

次に、12月12日に開催されました環境経済建設常任委員会におきまして、12月2日に山崎議員が提出されておりました環境経済建設常任委員会委員長の辞任願につきましては、委員長の辞任についてを議題とし、審議され、山崎委員長の辞任を同委員会におきまして許可されたことを報告いたします。

その後、委員長、引き続いて副委員長の互選が行われ、互選結果の報告がありましたの

で、本職より報告をいたします。

環境経済建設常任委員会委員長に第9番、田中陽介議員、副委員長に第15番、東郷正明議員、以上のとおり選任されましたので、報告いたします。

ここで、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。教育長。

○教育長（西村 健君） 私から1件、一般質問の答弁の訂正がございます。

東郷正明議員の教職員の变形労働時間制についてのご質問がありました。そのうち、第4問目の市教育委員会として、今後条例を策定するのかというお尋ねに対しまして、私が「慎重に検討します」とお答えしました。しかし、教職員の变形労働時間制は県費負担教職員の勤務時間に関わることであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条に、県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めることとされている事項は都道府県の条例で定めるとあります。

そこで、私の答弁を、「条例制定は県が判断されることです」というふうに訂正させていただきます。

失礼いたしました。

（日程第1）

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第17番、荒川泰宏議員、第18番、立入三千男議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第116号から議第142号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号）他26件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。

去る12月5日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月10日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第127号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及

び旅費に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、「今回の期末手当、人勧からの案といっても、従わなくてもいい部分なので、引き上げる必要はないのではないかと思うが」との質疑に対し、「従前から本市の給与改定については国家公務員の人事院勧告に基づく給与改定に準じて一般職は行っており、特別職においても同様に改正条例等を提案し認めていただいている状況なので、市としては今回も国家公務員の給与改定に準拠する形での改正案を提案させていただいた」との答弁がありました。

また、「人勧の議員の部分について、従わないということになったら、何か罰則というのがあるのか」との質疑に対し、「国からペナルティーが来るということはないと思う」との答弁がありました。

また、「政治的判断によって、この議第127号は人勧を踏まえて乗せるか乗せないかということで理解してよいか」との質疑に対し、「議員報酬の本体自体ではなく、特別職の期末手当については従前から人事院勧告に基づく形の中で改正条例の提案をさせていただいているので、今回も同様に提案させていただいた。各議員ご自身でご判断いただけたらと思う」との答弁がありました。

また、「前回の改正は、いつごろか」との質疑に対し、「期末手当については、昨年も改正している」との答弁がありました。

続いて、委員間討議を行いました。

委員から、「人事院勧告されたことは尊重し、他市町との横一線の関係もある。野洲市の財政事情、民間の給与自体、ボーナス自体がどういう状態になっているか、十分わきまえた上で取り組んでいくべきだと思う」との討議がありました。

次に、議第128号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

これについては、質疑、討議はありませんでした。

以上の2議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第127号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第128号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

す。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

去る12月5日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

まず、議第129号野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

議第129号では、委員からの質疑は特になく、また委員間討議もありませんでした。

慎重に審査した結果、議第129号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第130号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

議第130号では、委員からの質疑は特になく、また委員間討議もありませんでした。

慎重に審査した結果、議第130号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第135号野洲市老人憩の家条例を廃止する条例について審査いたしました。

委員から、「老人憩の家を当該老人憩の家が所在する地元自治会へ無償譲渡することに関し、当該地元自治会と合意した中で幾つか問題点があったというような話も聞いているが、何か問題点はなかったのか」との質疑に対し、「無償譲渡については、地元自治会とも協議をしながら適切に進めており、無償譲渡に関する合意も地元自治会から公式に得ている。特に問題があったとは認識していない」との答弁がありました。

また、委員からの「無償譲渡を受けた老人憩の家を壊すことになった場合、その費用は、当該無償譲渡を受けた地元自治会が負担することについて、当該地元自治会は了解されているということか」との質疑に対し、「それを含めて地元で理解をいただいて合意に至って

いる。無償譲渡を受けた老人憩の家を壊すことになった場合の費用は、当該無償譲渡を受けた地元自治会が負担することになる」との答弁がありました。

続いて、議第135号について、委員間討議を行いました。

委員間討議では、委員から、「老人憩の家を廃止することには問題はないが、無償譲渡に関しては地元自治会にいろんなご意見等があったにも関わらず、このご意見等が市に届かず、市が無償譲渡に関しては何も問題がなかったと認識していることが問題ではないか」、また、他の委員からは「地元自治会は了解されており、それまでのご意見等が全ては市に届いてなかったのではないかというような話は、委員間討議をするような内容ではない。地元自治会のご意見等が市に十分届いてなかったというのなら、それは地元自治会がきちっと申し入れをするなり、アクションを起こされていなかったということである」、また、他の委員からは「地元自治会では総会などでも諮っておられると思う。いろんなご意見等を持っておられたということだが、地元の総会等で十分議論できる土壌などがちょっと足りなかったということではないか」との意見が出されました。

慎重に審査した結果、議第135号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第137号財産の譲与について審査いたしました。

委員からの「無償譲渡された老人憩の家の固定資産税は、譲渡先である地元自治会の代表である自治会長が支払うことになるのか」との質疑に対し、「固定資産税については、自治会館と同様に、減免対象になると整理している」との答弁がありました。

また、委員からの「譲渡契約の対象者は、地元自治会の代表である自治会長になることであるが、無償譲渡された老人憩の家の所有者となった自治会長が、勝手に当該無償譲渡された老人憩の家を売却しようとするれば、できてしまうのか」との質疑に対し、「自治会長は民主的な手続を経て選任された組織の代表者であるため、そのようなことは起こり得ないと認識している」との答弁がありました。

また、委員からの「自治会長が毎年かわっている自治会があるが、その場合はその都度に名義変更をしていくということになるのか」との質疑に対し、「法的には、所有者は各年度の自治会長誰々ということになると思うが、自治会館と同じで、その都度所有者を登記されることはないと思う」との答弁がありました。

議第137号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第137号については、採決の結果、全員賛成により、原案の

とおりの可決すべきものと決しました。

次に、議第138号財産の譲与について審査いたしました。

議第138号では委員からの質疑は特になく、また、委員間討議もありませんでした。

慎重に審査した結果、議第138号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおりの可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

去る12月5日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、先ほどの議長からの報告にもありましたとおり、山崎敦志委員長の辞任についてを議題といたしました。

山崎敦志委員長の辞任に対して、審議の結果、異議なしで辞任を許可することに決しました。

続いて、委員長の選任についてを議事とし、審議の結果、異議なしで私が委員長に選任されることとなりました。

これにより、副委員長が欠員となりましたので、副委員長の互選を行い、東郷正明委員が推薦され、審議の結果、異議なしで東郷正明委員が副委員長に選任されることとなりました。

それでは、これより審査の結果について報告をいたします。

本委員会では、付託を受けた議案、議第125号野洲市みどりの基本条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「県の景観条例等、他条例とどのあたりが違うのか」との質疑に対し、「野洲市の環境基本計画と整合を図りながら、市が緑を将来の世代に引き継いでいくことや、積極的に緑化を推進していくという意思表示を持って条例化したものだ」との答弁がありました。

また、「市民は緑の保全及び緑化の推進に自ら積極的に取り組むと共に、市の施策に協力するものとする」とあるが、市民に維持管理の負担が大きくなるのではないかと質疑に対し「市の他の条例を見ると、環境基本条例では市民の責務、さらには野洲市生活環境を守り育てる条例では緑化を推進していくというような役割が明記されており、こうしたことと整合を図りながら、市民の役割というものの位置づけをした」という答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第125号については、採決の結果、委員間討議はなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第126号「西河原字上ダイ地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第126号については、採決の結果、質疑、委員間討議もなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第131号野洲市改良住宅条例及び野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「保証人をとらないことによって債権が積み重なることもあるのに、この保証制度を廃止していいのか理解に苦しむ。県や近隣で今回のこのような保証人制度を廃止する条例が提案されているのか、対応するケースは野洲市でどれくらいあるのか」との質疑に対し、「12月において、滋賀県と5市が検討している。また、直近10年間で連帯保証人を免除した方というのは13世帯であり、そのうち滞納などで催告までというのは一方だけ」との答弁がありました。

他に、「悪質な滞納への対応や、民間の保証協会の導入はどうか」との質疑に対し、「当然悪質な滞納や不法滞在については、法的に対応していく。また、民間の保証協会等を使った場合は、市の方で、これは悪質なのか、それとも病気とか、いろんな事故とか、どうしてもその収入が得られなくなったというような切り分けはなしに、一律に保証協会の方



が退去の命令や資金の回収というような形で走るので、市営住宅にはそぐわないと考えている」との答弁がありました。

さらに、「これから国際化を迎えて、労働人口の流入ということで、在留外国人の入居はどのように考えるのか」との質疑に対し、「現状として、外国人の方の入居はないが、当然そういった方々が入られるケースは想定している」との答弁がありました。

また、「保証人がとれないから相談に来たけれども、市営住宅等に入れなかったというケースは、この直近10年の期間にあるのか」との質疑に対し、「ない。しかし、全てが網羅はできていないと思っている。というのは、当然そういう相談があったら入っていただけるが、たちまち今、原則、保証人をつけることになっているので、その段階で諦められているというようなケースも多くあると思っている。今入っている入居者というのは、市民生活相談課に相談があり、そこから住宅課の方に橋渡ししているというのがほとんどである」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第131号については、採決の結果、委員間討議はなく、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第132号野洲市墓地公園条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「合葬墓の利用想定人数が2,000人という計算から維持費の5万円となるが、この想定人数2,000人の根拠は」との質疑に対し、「現在、野洲市内でお亡くなりになられておられる方は過去3年間の平均で400名強。そして、当さくら墓園を利用されているのが、そのうちの1割、40名。その関係から、墓地を持っておられない方が一定おられると考え、40名のうち、約20名程度は合葬墓をご利用いただけるのではないかと推測し、1年で20名、100年というスパンで考え、2,000名という計算をしている」との答弁がありました。

また、「さくら墓園の永代使用墓所の区画を返還して改葬する場合の改葬の金額を半額にするということは、改葬1体につき10万円になっているものが5万円ということだが、これは既に払ってもらっている分、半額にするという意味か」との質疑があり、「管理料以外の部分、使用料としての整備に要した費用、さらに修繕として今後積み上げていく費用については、墓園全体の基金なりで対応していくということ。よって、既に永代使用区画において、その場内移動される方々については、墓園の将来経費についてもお支払いいた

だいているものとみなし、この5万円についてはいただかないという判断をしている」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第132号については、採決の結果、委員間討議はなく、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第133号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例を関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第133号については、採決の結果、質疑、委員間討議もなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第134号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「今までは更新の手数料はどうだったのか」との質疑に対し、「今までは新規手数料のみとなっており、例えばその業者が廃業なりになった場合には、こちらの方ではつかめていなかった。今回そういった問題があったので、5年ごとに更新をするということが水道法で規定されて設けられたものだ」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第134号については、採決の結果、委員間討議はなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第136号野洲市農業集落排水処理施設条例等を廃止する条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「この条例は、本管との配管に接続したことによって条例を廃止するものだが、この処理施設は今現在まだあるのか」との質疑に対し、「吉川処理施設だけが現在稼働している。また、処理施設については、農業集落排水事業としての処理施設としては終わるが、その後、漏水修理の保管庫や防災施設として使用をしていく」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第136号については、採決の結果、委員間討議はなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第139号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市三上集楽センター）について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第139号については、採決の結果、質疑、委員間討議もなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第140号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（菖蒲漁港他）について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第140号については、採決の結果、質疑、委員間討議もなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第141号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、「河川公園の芝生の管理状況として3年前から著しく管理状況が悪くなったと聞いているが、市は指定管理者に対し芝生の整備をどのように要求しているのか」との質疑に対し、「草刈り等の維持管理については、当該法人の方から別業者の方に業務委託を出しており、その範囲内で実施をしている。草刈りの頻度は、いろいろ指摘等あれば、その都度対応しているところだが、日常的には頻度の高いところを中心にしており、それ以外についても、その都度順次対応している。3年前から非常に悪くなったということだが、特にその頻度、委託状況等比較しても、特に違いはなく、これまでどおり対応している」との答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第141号については、採決の結果、委員間討議はなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第142号市道路線の認定について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第142号については、採決の結果、質疑、委員間討議もなく、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。  
○議長（岩井智恵子君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

工藤議員。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 3 4 分 休憩）

（午後 1 時 3 6 分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま工藤議員から出されましたのは、委員長報告について、間違いというんですか、不適切な報告があったということですので、今のは質疑ではありませんので、工藤議員、下げていただけますか。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） 取下げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） それでは、その点について、田中議員から訂正をお願いいたします。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中です。

訂正をさせていただきます。

この報告におきまして、採決の結果、委員間討議はなくとか、採決の結果、質疑、委員間討議もなくというような言い方をしておりましたが、採決の前に質疑、委員間討議もなく、採決の結果、全員賛成とか賛成多数と、先に質疑、委員間討議をやっておるということですので、順番がちょっと表現がおかしかったというところですので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（岩井智恵子君） ただいまの報告ですけれども、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

去る12月5日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月10日、11日、12日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました。

また、12月18日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしま

した結果につきまして、ご報告申し上げます。

議第116号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第10号)、議第117号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第118号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第119号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第120号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)、議第121号令和元年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第2号)、議第122号令和元年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)、議第123号令和元年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)、議第124号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)、以上、9議案について、主な審査内容を報告いたします。

議第116号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第10号)における総務分科会の審査内容は、委員から、「委員等報酬で行政不服審査会分が計上されているが」との質疑に対し、「今後の開催予定として、高齢福祉課が行った処分に対する審査請求について、審理を行おうとする部分を含んでいる」との答弁がありました。

文教福祉分科会の審査内容は、委員から、「保健体育推進事業費における聖火リレー警備業務市町負担金の額は人口割で決められているのか」との質疑に対し、「この負担金は、野洲市内における聖火リレーの走行ルートにおいて配置しなければならない警備員の人数によりその額が決められているもので、野洲市内における大よその走行ルートと必要とされる警備員の人数が決まった中で、野洲市の負担金の額が決まったことと、準備期間のことも考慮して、来年度の当初予算ではなく、今回の補正予算で予算を要求しているものである」との答弁がありました。

環境経済建設分科会の審査内容は、委員から、「5月の大津の事故から市内の通学路や園外学習を行う通路の点検をして、危険なところは対応をとると聞いているが、これも含まれているのか」との質疑に対し、「各学区の通学路、集合場所から学校までの間の通学路の点検結果に基づいて、野洲市通学路交通安全プログラムを作成し、危険箇所と判断された場所について対策をとる。また、通学路以外で危険な箇所についても、順次対応していきたい」との答弁がありました。

次に、議第117号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)における文教福祉分科会の審査内容は、委員から、「療養給付費や高額療養費がどんどん増加している。滋賀県における来年度の国民健康保険料率の算定では、野洲市の保険料率は県下の中ではトップクラスの金額になっていたが、野洲市における医療費の額は大分増えて

いる状況であるのか」との質疑に対し、「来年度の保険料率の算定については、滋賀県全体の医療費の伸び率から算定されるため、野洲市だけの保険料率が高くなるということはなく、保険料率が高くなる場合は、滋賀県全体として保険料率が高くなる。また、医療費が伸びている大きな要因としては、今年の春先までインフルエンザがはやっていたことや、高額療養費制度における給付が増えたことが考えられる」との答弁がありました。

続いて、議第119号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）における文教福祉分科会の審査内容は、委員から、「市内には約2,000人の認知症高齢者の方がいると聞いているが、認知症高齢者の方に配布することを目的に作成している反射シールは、当初の予算ではどれくらい認知症高齢者の方にこの反射シールが行き渡ることを想定し、予算を組んでいたのか」との質疑に対し、「この反射シールは、徘徊高齢者等の事前登録をさせていただいた方を対象に配布しているものであるが、予算は毎年10人ぐらゐの事前登録者の増加を想定して組んでいる。今年度においては半期で既に21人もの方に徘徊高齢者等の事前登録をさせていただいている状況であり、追加で作成する必要が出てきたものである」との答弁がありました。

次に、議第124号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）における総務分科会の審査内容は、委員から、「7月の事業譲渡の際に、この医療機器リストと現品の確認をされていると思うが、今回購入想定される医療機器は、この機器リストの中に入っていたのかどうか」との質疑に対し、「事業譲渡の際には、今回更新の機器も含めて7月時点で引き受けている」との答弁がありました。

また、「今回の白内障手術装置、エックス線テレビ装置、麻酔機の3点について、3点とも故障しているために購入されるのか」との質疑に対し、「そのとおりである」との答弁がありました。

また、「説明では、故障、老朽化ということであったが、老朽化ということは以前の説明から変わってきており、機器は新病院が建設されてから6年後に更改するという説明であった。ところが、今回4年間に2億ずつ、8億円かけて更改すると。この機器を購入することについて、その確たる考えを持って提案されているのか」との質疑に対し、「この医療機器の購入については、起債で事業を進めるので返さなければならないということは当然のことだと認識している。当初予定は立てるが、返済に見合った投資であるかどうかは、検証しながら進めることで考えており、事業計画に見合って進めていくことは約束できると思う」との答弁がありました。

また、議第118号及び議第120号から議第123号までの議案につきましては、各分科会において特に質疑はありませんでした。

以上が各分科会での主な審査内容であります。

以上、9議案につきまして慎重に審査しました結果、議第116号から議第123号までについては、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第124号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第116号から議第142号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、議第124号について、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第124号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）について、原案に対して反対の立場で討論します。

少し整理してみました。新病院計画、当初の市の提案は、駅前の直営がパッケージでした。しかし、その後立地はそのままにして、運営方法を独立行政法人に変更しました。ところが、新病院開院当初からの法人化はできないことがわかり、一旦野洲病院を市営で運営することを余儀なくされたのです。そこで、市は28年7月から準備にかかり、3年の継承期間を経て、今年7月市立野洲病院がスタートしました。

折しも、野洲病院の経営が一時上向き、市は旧野洲病院の運営方法も人材もほとんどそのまま継承しました。しかし、当時ご心配くださる有識者や市民の声もあったのです。果たして、市に病院が経営できるのか、しかし市長は一切聞く耳を持たず、地域医療の大義を前面にして、その上、市民に対して新病院ができないと野洲から病院がなくなると、市

民のご心配を助長する発言をし、市は経営が初めてでない、水道事業等の実績が既にある。ゆえに素人ではないと言い切り、事業の正当性を高らかに発言し続けたのです。

ところが、市営でスタートしてみたものの、経営は計画どおりにはいきませんでした。すると、市長はやってみなくてはわからない、やってみてわかったと発言。それこそ素人発言でした。理由に関しても、病院長のせい、ドクターのせい、旧野洲病院の悪い風土のせいだと分析しました。管理者である市長の謙虚な反省や謝罪もなく、あくまでもうまくいかないのは人のせい、あげくには、不落札についても36万ではそもそも無理だと国のせいにしています。

思うに、そういう浅はかな根拠の概念は、水道事業と病院事業を同じだとするような経営感覚のなさからだと推測できます。例えば、野洲市民が我が家は守山の水道を使います、うちは八幡の水道を使います、そんなことはできません。反対に、病院は済生会病院に行きます、県立総合病院に行きますと、市民が選ぶことができます。独立採算であっても、独占企業の水道事業とは経営の種類が違います。基本は同じでも、間違いなく種類の違う、あえて言うなら病院事業は発展した経営です。

それに、もっと大事なことは、経験値、ノウハウです。その最たるものが、今回の補正予算です。3年も継承期間があったのに、引継ぎは仮にもうまくいったとは言えず、今さら市長が健全経営に向けての会議に参加しても、1週間や10日専門家と議論して、教を請うても経営が改善するほど病院経営はそんなに甘くありません。たった10坪のお店でも、経営は厳しい時代です。オープンしてたった4カ月で追加融資では、甘いスタートだったと言わざるを得ません。

担当課は、向こうが教えなかったからだとはいいますが、気づけなかったこちらが悪いのです。それも担当職員の責任ではなく、ノウハウがないから気づけない、わからないのが真実です。

それなのに、どうしてこうなったのかを反省せず、もうスタートしたのだから、市営なのだから、しょうがないと既成事実を表に立てれば、今後何度追加予算が出てきても認めないと、それこそ病院経営がとまり、しょうがないからまた借金をし、結局小手先の追加融資は無駄金になります。

民間でも、追加融資を繰り返すことは決して好転には働かないことは証明されています。今さらながら、市営化するには慎重な分析が必要でした。市長の行政では飛び抜けた事務能力があるからと、それが病院事業にも当てはまると過信した結果がこれです。売上げが



思いどおりに伸びないのは、患者が少ないからだとして市長自ら分析しています。しかし、経営はその先が大事です。患者が少ない理由はなぜなのか、病院は公共事業とは違います。ある意味商売です。それも人気商売です。市民の約半分が新病院に賛成しておらず、理解が得られていないのに、市民の心配をよそに大丈夫大丈夫と真摯に聞かず、結局有言実行にはならず、いまだに多くの有識者や医師会と進めてきたと過去を引きずり、あげくには市長として私は市民のために何としても新病院事業を施策にしたい、そんなわけでもなく、市民が欲しいと言うから、議会が認めるから、私は新病院が建っても何にも得しないのだからと、そんな人が進めている病院に行きますか。強引に独裁的に進めてきた結果が、選ばれない病院をつくってしまったのです。前年度よりも悪い数字を受けとめるなら、病院長やドクター、関係者の悪口をせめて言わないことです。

先日の一般質問で出てきた給食の異物混合の責任は、全て私にあると答弁されたように、今回の病院の責任も全て市長にあるのです。

議員の皆様、私たち議員がこの補正予算を認めたら、簡単に借金することを認めたら、議会も幫助しているにすぎず、際限なく借金と職員の苦労が増えるばかりです。

市長は何度も言っています。議会が認めたから。そのとおりです。それだけは反論のしようがありません。議会が踏み絵のようになっている現状に、私たち議会はこれでいいのですか。

10月に出された野洲市中期財政見直し中、基金残高、野洲市の貯金は令和元年決算見込み16億、野洲市民病院が開院予定の令和5年には9億、最低保有規模想定額が6億とされているのに、この推移で行くと、令和8年には最低保有規模になり、大きな災害があれば5億はかかると言われているのに、これ以上病院事業に繰り入れる余裕、野洲市にはそんなお金はありません。私たちは、何でもかんでも市長が言っているのだから賛成、もう用意ドンしてしまったから賛成、十分積み上げてきた年月があるのだから賛成では、余りにも市民に対して無責任です。市は認めるべきです。まず、初めて経験する事業だから素人集団であったこと、白旗を上げた旧野洲病院の経営陣を刷新しなかったこと、現在の野洲病院施設の耐震説明を明快にしていないこと、せめてこの3つをしっかりとめるべきです。そして、私たち議会は、その上で冷静に行政を監視し、議論、採決に臨まないといけません。地域医療は必要です。しかし、お金は湯水のように湧いてきません。国も公益での医療、地域医療を推奨しています。時代も人口減少し、この先市税は減り続けます。どうか議員が、どうか賛成議員こそが市長に問うて下さい。大きな声を挙げ、市長

にただすべきです。耳の痛いことを言うのがそれが本当の市長与党です。

よって、以上の理由から、今回の補正予算 5, 3 2 1 万 5, 0 0 0 円の借金には反対します。(拍手)

○議長（岩井智恵子君） 第 5 番、坂口重良議員。

○ 5 番（坂口重良君） 第 5 番、坂口でございます。

議第 1 2 4 号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）について、賛成の討論をさせていただきます。

まず、野洲の地域医療を守る、人の命と健康を守る、この信念は変わらないし、変えるべきものではありません。医療法人御上会野洲病院から野洲市民病院が引き継いでほぼ 6 カ月、病院を取り巻く状況は厳しいものがございます。特に経営問題、医師の確保、また看護師などのスタッフの課題などに直面をいたしております。それらの課題に対しては、一つひとつ確実に検証しながら進めるべきであり、大もとである病院事業計画に見合って進めていくべきと考えております。

今回の補正予算は、白内障手術装置、エックス線テレビ装置、麻酔器の 3 点について 3 点とも故障しているために購入しようとするものであります。野洲市民病院の医療体制を確保する観点からも、必要な医療機器を購入しようとするもので、妥当な投資と判断すべきものと考えております。

以上のことから、議第 1 2 4 号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、賛成するものであります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、議第 1 2 7 号について、第 1 3 番、工藤義明議員。

○ 1 3 番（工藤義明君） 第 1 3 番、工藤義明です。

議第 1 2 7 号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

この条例は、今年に議員報酬が 5 万円引き上げられたことに続き、今度は議員の期末手当を引き上げる。市民感情を考えると、幾ら人事院勧告とはいえ、到底受け入れがたい条例です。人事院勧告に従わなければならないことでもなく、今の野洲市が置かれている環境下では、せめて現状維持で市民の負託に応えていくべきです。

市民の皆さんの中で、会社勤めされている方の多くは実質賃金は目減りして、市街化地域に住まわれている方は新たに都市計画税の負担を強いられ、年金生活者はマクロ経済ス

ライドの導入で生活は追い込まれています。さらに、今年の10月からはさらに消費税を8%から10%へと増税が強行されました。執行部の皆さん、議員の皆さん、今回の条例を市民の皆さんから指摘を受けたとき、どのように応じられますか。人事院勧告だから仕方ないでは、市民の方からの信頼は得られません。

以上のことから、第1条として提案ある中で、5条第2項のただし書にある期末手当を0.05引き上げることに反対の発言をして終わります。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第116号から議第142号までについて、採決を行います。

まず、議第116号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第116号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第116号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第117号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第117号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第117号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第118号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第118号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第118号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第119号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第119号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第119号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第120号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第120号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第120号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第121号令和元年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第121号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第121号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第122号令和元年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第122号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第122号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第123号令和元年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第123号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第123号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第124号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第124号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第124号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第125号野洲市みどりの基本条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第125号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第125号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第126号「西河原字上ダイ地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第126号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第126号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第127号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第127号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第127号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第128号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第128号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第128号は委員長の報告のとおり可決されました。

引き続き、議第129号野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第129号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第129号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第130号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第130号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第130号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第131号野洲市改良住宅条例及び野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第131号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第131号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第132号野洲市墓地公園条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第132号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第132号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第133号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第133号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第133号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第134号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第134号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第134号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第135号野洲市老人憩の家条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第135号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第135号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第136号野洲市農業集落排水処理施設条例等を廃止する条例について採決いたします。

本条例の採決であります。地方自治法第244条の2第2項及び野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例第2条第2項並びに同条例第3条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

なお、本採決にあたっては本職も出席議員でありますことから、議長席にて表決いたします。

ただいまの出席議員は18人です。3分の2以上は12人です。

それでは、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第136号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第136号は委員長の報告のとおり可決されました。



次に、議第137号財産の譲与について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第137号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第137号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第138号財産の譲与について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第138号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第138号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第139号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市三上集楽センター)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第139号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第139号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第140号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(菖蒲漁港他)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第140号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第140号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第141号指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第141号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第141号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第142号市道路線の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第142号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第142号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第143号から議第148号まで及び意見書第15号から意見書第18号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、議第143号から議第148号まで及び意見書第15号から意見書第18号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第1、議第143号から議第148号までについて、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）他5件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（瀬川俊英君） 朗読いたします。

議第143号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）、議第144号工事請負契約について（中主小学校校舎増築（建築主体工事）他）他その他4件。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案といたしまして、補正予算1件、その他5件の合計6件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第143号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額それぞれに264万円を追加すると共に、債務負担行為を追加いたします。

歳出の内容は、11月14日に野洲市民病院整備事業に係る公金支出差止め等の訴訟が提起されたことから、弁護士の訴訟事務着手金として衛生費に事務委託料を追加いたします。

歳入につきましては、繰越金を同額追加計上いたします。

また、訴訟事務委託については、あらかじめ契約書に定める積算方法に基づいて、裁判が終了した後に精算分の委託料を支出することになるため、訴訟契約が終了するまでの期間と契約に定める積算方法での金額を限度とする債務負担行為を追加いたします。

議第144号から議第148号までの工事請負契約についてご説明申し上げます。

これらの議案は、中主小学校及び野洲北中学校において、野洲市小中学校施設保全計画に基づき、長寿命化を含めた校舎や体育館の改修と、将来的な教室数の不足を補うための校舎の増築工事を行うものです。

去る12月6日に執行した一般競争入札の結果により、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものです。

まず、議第144号は、中主小学校校舎増築（建築主体）工事、中主小学校旧館棟大規模改修（建築主体）工事、中主小学校体育館大規模改修（建築主体）工事について、3工事合冊での入札の結果、請負金額8億7,780万円、請負人を株式会社ヤマタケ創建代表取締役竹井友明と定め、工事請負契約を締結するため、議決を求めるものです。

次に、議第145号は、中主小学校校舎増築（電気設備）工事、中主小学校旧館棟大規

模改修（電気設備）工事、中主小学校体育館大規模改修（電気設備）工事について、3工事合冊での入札の結果、請負金額1億8,126万9,000円、請負人を美松電気株式会社代表取締役黄瀬勇と定め、工事請負契約を締結するため、議決を求めるものです。

続きまして、議第146号は、中主小学校校舎増築（機械設備）工事、中主小学校旧館棟大規模改修（機械設備）工事、中主小学校体育館大規模改修（機械設備）工事について、3工事合冊での入札の結果、請負金額2億570万円、請負人を株式会社乾設備工業代表取締役乾哲典と定め、工事請負契約を締結するため、議決を求めるものです。

次に、議第147号は、野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事、野洲北中学校南校舎大規模改修（建築主体）工事について、2工事合冊での入札の結果、請負金額6億4,350万円、請負人を株式会社秋村組代表取締役秋村昂と定め、工事請負契約を締結するため、議決を求めるものです。

次に、議第148号は、野洲北中学校校舎増築（電気設備）工事、野洲北中学校南校舎大規模改修（電気設備）工事について、2工事合冊での入札の結果、請負金額1億3,310万円、請負人を旭進興業株式会社滋賀支店支店長池北清と定め、工事請負契約を締結するため、議決を求めるものであります。

以上、ご審議、ご採決を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております議第143号から議第148号までについて、質疑を行います。

質疑はございませんか。

稲垣議員。

暫時休憩いたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、議第143号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）に関しまして議案質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、3点質疑させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、歳出の部分ですが、野洲市民病院公金支出差止め等請求事件に関わ

る訴訟事務委託料着手金264万円及び訴訟契約終了年度までの成功報酬等に関わる債務負担行為における補正予算ですが、益川総合法律事務所からの見積書提出までの交渉過程を時系列で詳細にお伺いいたします。

2点目ですが、交渉の過程で着手金の算定を訴訟額ではなく、算定不能の基準、これはいわゆる旧日本弁護士連合会報酬基準では、算定不能の場合、800万円の定めとするものですが、その場合の着手金は800万円掛ける5%、これは300万円超3,000万円以下の場合、プラス9万円ということで、49万円となりますが、これを採用する内容はこの交渉の過程で発言がなかったのか、お伺いいたします。

最後の3点目ですが、訴訟終了後、成功の程度に応じて支払う成功報酬の見積もり、これ債務負担行為のこの最大見積額、こちらの方に加わっているのか加わっていないのかは、ちょっと私先ほどの提案理由説明ではわからなかったんですが、おおよその金額について想定できるかと思いますので、お伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、稲垣議員の議第143号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）で3点ご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目でございます。12月18日に全員協議会で資料提供させていただきました。あえてのご質問ですので、お答えをさせていただきます。

12月10日に益川弁護士の法律事務所に出向きまして、費用の打合せを行いました。その中で400万円の提示があったところでございます。しかしながら、本市としてもさらなる減額の要望をいたしまして、弁護士事務所での検討の結果、翌日に見積もりをいただいたところでございます。

2点目ですけれども、同じく弁護士事務所の報酬規定では算定がかなり高額になるということから、前訴でございます、既に平成30年の第11号事件と市民病院に関する訴訟が継続して、当該事業の内容、病院計画の概要が一定程度把握できていること、係争中の訴訟の内容と重複するところもございますことから、そういったことから、事業内容の把握等については一定できているということから考慮いただきまして、400万円という提示があったところでございます。

3点目の成功報酬のご質問ということでございまして、現在のところ調整中ということで判明はしていないということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、先ほどの2点目の質問には、採用する内容の発言は出なかったかというところで、出たか出なかったかということを知っているのに、先ほどの答弁はちょっと出ていなかったんですけど、それは出たか出なかったかを知っているのに、その答弁をいただいていませんが、議長、これほどのように判断させてもらったらよろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） していただけますか。

○10番（稲垣誠亮君） これ、2回目に入るんですか。いや、だって答弁でいただいていませんから、それを2回目に含めていただいたら、ちょっと困るんですけど。答弁がないので、発言が交渉の過程であったのか、なかったのかという、そういう発言があったのかということを知っていますので、あるかないかで端的にお答えいただければいいと思いますが、それがなかったの、その1回目の中のことであくまでも注意していただきたいんですけど。

○議長（岩井智恵子君） お願いします。

○政策調整部長（竹中 宏君） 2点目のご質問だと思うんですけど、旧日弁連の報酬基準のご質問ですね。当日は私もそのいわゆる弁護士事務所に行っていないので、あったかなかったかということはありません。

○10番（稲垣誠亮君） だって、これ通告文書を出しているんですから、行かれた方に当然、今30分あったわけでしょう。聞いたら済む話じゃないんですか。通告出しているんですから、何をやっていたんですか、30分間。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後3時06分 休憩）

（午後3時07分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 2点目のご質問ですけれども、具体的にそういう話はなかったというふうに聞いております。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では2点目、今の質問を踏まえて再質問させていただきます。

これ、今その発言が出なかったということなんですが、益川法律事務所の方からは当然出ないとは思いますが、市側からは、その全協資料によりますと、北脇課長、久保田様、病院整備課北林様とあるんですが、この基準を算定を使用していただけないかという市側から発言があったのかなかったのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。ちょっとまだ続きます。それがまず1点目です。

2点目の再質問ですが、先ほど部長の方から全協の会議資料、12月18日にいただいたこのペーパーですけども、この益川総合法律事務所さんから発信されたこの文書の受領日と受領方法、例えば庁舎に来られて手交、手渡されたのか、郵送されたのか、それについて教えて下さい。ゆっくり話しますので、メモをとって行って下さいね。

3点目の再質問させていただきます。

今いただいたこの文書によれば、12月10日に益川総合法律事務所から野洲市広報秘書課北脇課長、久保田様、病院整備課北林様に来所いただきとあるんですが、打合せとありますが、おおよそで構いませんので、打合せ時間と、あと、この12月10日がこの着手金についての最初の打合せであったのか、この12月10日よりも以前に公式、非公式問わずこの着手金、あとはこの成功報酬に関してもなんですが、打合せをされていたのかされていなかったのか、この点について詳細にちょっと教えていただきたいと思います。

3点目の質問なんですが、これも全協の資料に書いてあることなんですが、昨年からこれ進行していますこの平成30年行政のウの第11号事件になりますけども、私が聞き及ぶところによりますと、これはこの新たに起こった住民訴訟は、併合審理されると聞いております。これ、着手金にしてもそうです。着手金については、この文書を読む限りは可能性が指摘されていますけども、当然成功報酬が発生すると思うんですが、この成功報酬の算定にあたってはこの点は考慮していただけるのか、もしくは、それともあくまでも個別のものとして考えているのか。当然これ12月10日にお話しされているわけですし、それ以前でも話があったとすれば、そういう話題に、商談の中でその話題に通常社会通念上触れないわけではないと思いますので、そのあたり、どのようになっているのか、お伺いいたします。

あとは、最後の質問になりますけども、これ、成功報酬の正式な見積額というのは、先ほどの答弁をお伺いしますと、まだということなんですが、であれば、これ、今回はこの着手金だけを上程していただいて、この成功報酬に関わる債務負担行為については次回、

1月の臨時会予定されていますし、それが確定してから、ある程度見積書等で確定できてから上程するのが本来のあり方なんではないかなとは思いますが、その点について、あえて今回上程した、次回上程でもよかったのではないかと、その点について、今の2回目の質問について、全て丁寧にご回答いただけたらと思います。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 再度のご質問でございます。

日弁連の報酬基準を使うかどうかという市からの提案という話でございますが、本市からそのような問いかけというのはしてございません。あくまでも弁護士事務所が判断することでございます。

それと、受領方法ですけれども、一旦メールというんですか、インターネットのメールで受領したという形でございます。

それから、前から打合せがあったかどうかということでございますが、12月10日、この日が初めての打合せということでございます。

それから、併合する可能性があるということから、成功報酬の金額をお問いただと思うんですけれども、現在のところ確定をしてございません。

それと、成功報酬の方で判明してから次の議会に提案したらどうかという形でのご質問だったと思うんですが、弁護士事務所との契約の中で、着手金と成功報酬という形での契約になりますので、そういったことはできないという形になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、2点回答が漏れているんですけど、メールでというのは聞きましたけども、そのメールの到着日ですよ、その回答が漏れていたのと、あと打合せの時間もお聞きしましたけど、12月10日の。その回答が先ほどの質問の中で漏れているので、回答をお願いします。後ろの課長に聞いていただいたらわかると思うので、お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後3時14分 休憩）

（午後3時16分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策調整部長。



○政策調整部長（竹中 宏君） ちょっと答弁漏れということで、メールの受付け時間ですけれども、12月11日、翌日ですけれども、14時22分でございます。

それと、当日の打合せ時間ですけれども、1時間程度ということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、最後の質問をさせていただきます。

我々、この着手金にしても成功報酬にしてもそうなんですが、必要性はこの会派内で認めているんです。それがないと事件受任していただけませんから、そもそもそれを否定しているわけではないんです。そこはまず誤解のないようお願いいたします。

それで、しかしながら、前議会の8月定例会の30年度決算のときに、この弁護士報酬、平成30年度の提起された事件での弁護士報酬の件で、会派として決算の承認には反対しました。どうしてそのときに反対したかという、金額面に起因して、交渉の過程で、やはり減額に全面的に取り組んでいただいたその姿勢というのが、なかなか見えづらかった。委員会、代表質問、うちの会派長がたしか委員会のときに市長に直接頑張ってその交渉をお願いしたと思うんです。そのときに、市当局の答弁は、できるだけやりますと、そのような回答だったと思うんです。なので、仮に今上程されていますけど、この補正予算が成立が終わった後に、成功報酬を含めたこの総額の減額について最大限の、これで終わりじゃなくて、最大限の努力を市として見せていただきたいと。まずその姿勢を見せていただけるか、いただけないか、それをもってこの質疑を終了したいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 金額のいわゆる値引きということのご質問だと思うんですけれども、最大限努力してこの金額になっていると思うんですけれども、再度声はかけさせていただきたいというふうに考えております。

○10番（稲垣誠亮君） お願いしますね。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第143号から議第148号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、議第143号から議第148号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第143号から議第148号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。北村議員と田中議員。

暫時休憩いたします。

（午後3時19分 休憩）

（午後3時31分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第143号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）について、原案に対して反対の立場で討論します。

正直、また弁護士費用ですかという補正予算ですが、今回の金額も平成30年訴訟番号第11号事件として既に裁判中の住民訴訟の弁護士費用と同じく、見積りの根拠に驚きを感じます。前回も約500万と桁外れの高額でしたが、今回も約260万という高額に、到底納得できるものではありません。

前回もそうでしたが、この2つの住民訴訟は、原告側が損害賠償請求を請求している種類の裁判ではなく、どちらも経済的合理性を問うのが請求内容です。ですから、11号事件と同じように、弁護士費用の根拠は算定不能の裁判にあたり、行政裁判の一般的な着手金40万から60万が相場です。しかし、益川弁護士事務所の査定根拠を見ると、経済的利益額を85億としています。実際原告が勝訴したら85億入ってくるのですか。原告には一円も入りません。それなのに、どうして85億がベースになるのでしょうか。それに、それぞれに裁判番号は違っても、中身は一体のものであり、裁判も併合されると聞いています。それなのに、弁護士費用だけ別訴として計算するのは理解しがたいものです。また、別訴とするなら、随時ではなく、普通入札にして弁護士を選定すべきです。

11号事件では、基本設計、実施設計の経済的合理性、そして12号事件では市長が強引に進めている病院事業は合理性に欠け、それでも立ちどまらないので、これ以上税金を使ってはならないと公金差止めを訴えています。

そして、ここに来て、この合理性のなさを自らが認める不落札という現実が起きました。

そのことで、この訴えがより一層整合性を持つことになりました。市長は、自らがこの合理性がなかったことを設計変更で実証してくれようとしています。合理性がなかったから不落札になった。そこで面積を減らし、そのために階数を減らし、手術室、診察室等を減らすと計画しています。

同じことを原告団も私たち慎重派、反対派も言い続けてきました。何度も何度も再考を求めました。しかし、市長は今さらと一べつ、それが今になって今さらです。私たちが主張していたとおりの設計変更、きっと裁判官も同じことを感じるはずだと思います。これまでかかった設計費用と長い時間のほとんどが無駄になり、山仲市長は責任をとるべきです。野洲市は、山仲市長個人に弁償を求めるべきです。佐藤総合にも申しわけない限りです。入札前から、あのビルで85億で建築できないことは、私くらいの積算力しかないものでもわかりました。

2017年3月ごろ、ちょうど今設計変更をしようとしている詳細を、私は当時の担当職員とバトルしていました。松岡さんのコンセプトは現在のような格好いいビルのデザインではありませんでした。シンプルで、ナチュラルな森の中の病院、木をいっぱい使った温かい建物でした。しかし、市が提案してきたビルのデザインは、H型の2階まで総ガラス、基本構想とはまるで違ったものでした。でも、そうなった原因は簡単です。佐藤総合は、どんなデザインの設計もできます。発注者である市が基本構想のコンセプトを佐藤総合にしっかり伝えることができなかったからです。

その上、限りある予算なのに、ビルディングの設計で一番高くつくのは形です。シンプルに、真っすぐに四角形でよかったのです。ひさしの軒下には滋賀や野洲の山の木をふんだんに使い、芝生広場とのディティールの一体感、立体駐車場も松岡さんは段々畑のようにデザインされ、小さなショップが広場を囲んで並んでいました。しかし、今は無機質な愛想のないただの立体駐車場です。

あの当時、これでは豪華過ぎると指摘しても、手術室は3つ、階数も6階、病床数も199と譲ることはありませんでした。結局、しつこいくらいに言ったのに、何一つ聞き入れてはもらえず、今になって、そのほとんどが基本構想のころに戻りそうです。これこそ経済的合理性のなさそのものです。シミュレーションも同じで、結局今となっては一番最初担当職員が試算していた20年赤字が正解でした。

当時の担当職員は、何の利害もなく、野洲の未来を真剣に病院の試算という新しい仕事に熱心に向き合い、ただただ現実を数字化していたのに、まるでスパイのように扱われて、

すぐに異動させられました。あのとき、もっとちゃんと部下を信じ、丁寧に聞き、受け入れていたら、現実に近い無理のない規模の新病院がもうどこかに建っていたと思います。

議員の皆様、もうこれ以上病院事業に無駄な税金を使ってはいけません。想定外は何度もあってはいけないし、謙虚さと感謝を忘れた強気は信頼をなくします。不落札がそれを教えていると肝に銘じるべきです。賛成議員の一部からも、一度凍結して、令和の時代に見合った地域医療を、実現可能な計画を駅前の病院以外の施設も含めて再考するべきだという声も聞こえています。

さもなくば、再入札まで1年かかるのなら、来年の市長選で市民の民意を、覚悟を問うべきです。

最後に、市民から自分たちのまちの未来を心配して、訴訟を2つも起こされている前代未聞の事業の正当性を、私たち議員は正しく判断しないとはいけません。どうか、半端なく高い弁護士費用をしっかりと審査しましょう。

もともと180床を199床に、5階建てを6階建てに変更したのは市長で、今またもとに戻そうとしているのも市長です。だから、この264万円も無駄遣いです。それを法がきつと証明してくれると思います。

よって、私は反対です。

○議長（岩井智恵子君） 第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

議第143号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）について、原案に対して賛成の討論をさせていただきます。

先ほども稲垣議員の質疑にもありましたとおり、264万円の計上、こちらに関して訴訟があったから上程されたということで、同様の案件が既に裁判されておりますので、同事務所に行くこと、これは一定の合理性があると認めております。

そして、先ほどの質疑でありましたように、債務負担行為ですね、あと成功報酬、こういったところに関してはまだ協議中ということで、わからないということなんですけれども、この訴訟に関しましては、先ほどの訴訟との類似点が多いというところで、客観的、追加的併合ということになる可能性もあるのかなというところもありまして、一つひとつ全く別な案件ということで依頼するというのと全く同じ条件ということはないと思いますので、その辺はしっかり考慮してやっていただきたいとは思いますが、また、この行政訴訟は基本的には片面的の敗訴者負担が基本かと思うんですけれども、やはり短時間に関連

訴訟が次々に起こされるということですね、これは訴訟権の濫用に当たるのか当たらないのかとか、そういうこともやはり考える必要もあるのかと思いますし、先ほど北村議員もおっしゃいましたけれども、さらに勝ったとしても市に収入が入るといふ案件ではございません。

これらの事情を考慮した協議をしっかりと行っていただきながら、合理的な判断としてこの予算に賛成ということで、その辺を指摘いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第143号から議第148号までについて、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第143号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第143号は原案のとおり可決されました。

次に、議第144号工事請負契約について（中主小学校校舎増築（建築主体）工事他）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第144号は原案のとおり可決されました。

次に、議第145号工事請負契約について（中主小学校校舎増築（電気設備）工事他）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第145号は原案のとおり可決されました。

次に、議第146号工事請負契約について（中主小学校校舎増築（機械設備）工事他）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第146号は原案のとおり可決されました。

次に、議第147号工事請負契約について（野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事他）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第147号は原案のとおり可決されました。

次に、議第148号工事請負契約について（野洲北中学校校舎増築（電気設備）工事他）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第148号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4時再開時刻といたします。

（午後3時44分 休憩）

（午後4時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程2）

○議長（岩井智恵子君） 追加日程第2、意見書第15号から意見書第18号まで、プラスチックごみ対策を求める意見書（案）他3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第15号及び意見書第16号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私はプラスチックごみ対策を求める意見書（案）について発言させていただきます。

既に一般質問でも私質疑をやらせてもらいました。今回の件につきましても、既に皆さん方には文書が届いているかと思えます。世界的な問題となっておりますこのプラスチック問題、今私どもが取り組まなければ、これからの子どもさんや生まれてくる子どもさんの公害問題ということにつながってきます。この問題をぜひとも国の方に要望したいというふうな考えで、今回意見書を作成いたしました。議員皆様の同意を得られるよう、よろしくようお願い申し上げまして、非常に簡単ですが、この意見書の提案とさせていただきます。

引き続きまして、16号、安倍政権による「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見

書について提案させていただきます。

私が発言するよりも、既に皆さんの方はテレビや新聞等のマスコミで内容等は詳しくご存知だと思います。

今回の問題につきましては、参加をされた方、こういった方は、本来であれば社会に貢献した人たちを呼ぶそういう催し物であります。全てが税金で行われるこういったところに、安倍首相は個人的な人たちを呼んでいた、さらには疑惑が広がって、あの社会的問題を起こしたジャパンライフの会長まで呼んでいた。そのジャパンライフ会長は、首相の招待状を広告塔に使って、それで、それを信用した人がお金をだまされたという疑惑までが広がっております。ぜひとも今回の問題、非常に民主主義を壊すというような内容にもなっております。皆様の同意を得て国に対してこの意見書を出していきたいと思っておりますので、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上2本の提案を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第17号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第17号幼児教育・保育の無償化の改善を求める意見書（案）について、趣旨説明を行います。

今年10月から無償化がスタートいたしました。しかし、見切り発車的で、さまざまな点で改善をする必要があります。

第1点目は、年齢により無償にならない子どもがいることです。全ての子どもが無償になるようにすべきであります。

2点目は、給食費です。この給食費、民間保育園などでは新たな給食費の徴収義務が出てきて、非常に労働強化になっています。給食費も全ての子どもたちを無料にすべきです。

3点目は、公立と民間園の自治体の負担割合の違いであります。交付税算入と言われていますが、市長も言うておりましたように、どれだけ入るかわからないというような状況であり、公立園が多い自治体は負担強化になります。

4点目は、幼児教育・保育の無償化によって、保育所入所が増加をしている。これも市長の発言でもありました。保育所とか学童保育所などの増設が求められるような状況ともなりますし、保育士や指導員の給与の引上げなど、そういったものも考えなくてはならないというふうな状況であります。

以上の点から、幼児教育無償化に伴い発生しているさまざまな点を改善することを求め

る意見書を提出したいと思います。議員皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第18号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 教職員の長時間労働の解消を求める意見書について説明申し上げます。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や、痛ましい過労死が今、後を絶ちません。また、最近では教員志望の学生が減り始めています。

ところが、安倍政権は、公立学校の教職員に1年単位の変形労働時間制、つまりこれ長時間労働を助長するような法律なんですけれども、これが12月4日に参議院で可決されました。

この制度は、労働基準法で民間企業が対象になっていますが、これは教職員の職場に適用させるというもので、今以上に長時間労働になるのではないかと教職員の中から強い怒りの声が上がっています。

そのためにも、労働基準法37条の適用除外規定を削除すること、そして2つ目は教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと、3つ目には、国、自治体、学校の双方からの不要不急の業務の削減、長時間労働を助長する1年単位の変形労働時間制の法律を廃止することが求められます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） これより、ただいま議題となっております意見書第15号から意見書第18号までについて、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

（午後4時08分 休憩）

（午後4時09分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております意見書第15号から意見書第18号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第15号から意見書第18号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第15号から意見書第18号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、意見書第16号について、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、安倍政権による「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書（案）について、反対の立場から討論いたします。

安倍晋三首相は、桜を見る会に関する事項について、常に丁寧に説明しており、国会に対しても説明責任を求められれば丁寧に対応する旨を表明しています。

よって、本意見書案に指摘されるまでもなく、真相が明らかにされた、今後もされることとなります。

桜を見る会は、各界に功績があった方々を首相がお招きする行事であり、招待者は自弁による参加をしていて、公職選挙法に違反する内容との指摘には該当いたしません。

よって、原案に対して反対の討論といたします。ありがとうございます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

安倍政権による「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書（案）について、賛成の立場で発言いたします。

桜を見る会疑惑は、今日までの7年間で、安倍政権の私物化政治が当たり前となっている現状を一層明らかにしました。12月9日に国会は閉会しましたが、この間の疑惑に安倍総理は他人事のごとく、事の問題点をはぐらかし、説明責任を全く果たそうとしていません。8割以上の国民が納得していないとする世論調査結果も出ています。

先ほど稲垣議員が丁寧に説明していると言いましたが、記者会見で安倍首相に近い記者だけを集め、そしてその中で疑惑がないと言っている。国会での説明が全くありません。

また、今年の招待者1万5,000人のうち、過半数が総理ら政権中枢と自民党関係者です。総理枠で後援会員が多数招待され、私人のはずの昭恵夫人もお友達を大量に招待していました。税金を使う公的行事の私物化ではないでしょうか。

公職選挙法には当たらないと先ほど述べられましたけれども、桜を見る会の前夜に行われたホテルでの行事は、ホテルは最低でも5,000円ではできないと、1万1,000円は最低要ると言っています。そして、その領収証も発行されず、名簿も出されていませ

ん。これでは、疑惑がなくなりません。しっかりとした説明責任を安倍総理は果たすべきです。

この問題は、単なるスキャンダルではありません。政府丸ごと私物化という日本の民主主義の根幹に関わる問題です。時間がたてば終わりとは絶対いかないところまで深刻さが増えています。一連の疑惑は、安倍首相本人の問題で、本人が直接しっかりと説明しない限り、これは終わるものではなく、徹底究明を求めることが公正な政治を取り戻すその第一歩として、意見書への賛成討論とします。ぜひ議員の皆さんのご賛同をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第17号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。

意見書17号幼児教育・保育の無償化の改善を求める意見書（案）に対する反対の立場で討論します。

幼児教育・保育の無償化が始まり2カ月が経過しました。教育負担の軽減を感じているとの回答も7割近くに上っており、先頭に立って推進してきた公明党の議員として喜ばしく思っております。

幼児教育・保育の無償化は、結党以来教育、福祉の充実を進めてきた公明党が、2006年に発表した少子社会トータルプランで掲げ、積極的に訴えてきたものであります。未来の宝である子どもたちの無限の可能性を社会全体で支える第一歩になったと考えております。

来年4月からは、所得の低い世帯の学生を対象に、大学などの高等教育無償化を返済不要の給付型奨学金と、授業料減免を拡充する形で実施の予定であります。私立高校授業料の実質無償化も始まります。調査を踏まえて、こうした教育負担の軽減策の完成度をさらに高めていきたいと思っております。

私も市内に住まわれておられます保育園、幼稚園をご利用されておられます自宅へ伺いました。今回の無償化については、周囲のママ友とも本当に助かると話題になっているようであります。同時に、中には本人は家の近くに自身の親や親戚などがいないので、より一層きめ細かな育児支援があればとの意見も頂戴いたしました。しっかり受けとめ、政策に生かしていきたいと思っております。

さらに、実態調査では、事業者から事務負担が増えたといった声も少なからず聞いてお

ります。公明党としても、そうした声を真摯に受けとめ、幼児教育・保育の無償化の流れを逆戻りさせないよう、施策の充実改善に取り組んでまいります。消費税引上げによる増収分を財源に、3歳から5歳児の就学前の3年間と、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児の満3歳になった後の年度末までの幼稚園や認可保育所、認定こども園などの保育料が無料になった対象者は、約300万人になります。このようなことから、幼児教育・保育の無償化の改善を求める意見書（案）に対して反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第17号幼児教育・保育の無償化の改善を求める意見書（案）に賛成の討論を行います。

2019年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしましたが、十分な協議もされず、見切り発車的な状況であり、さまざまな点で改善をする必要があります。

第1点目は、無償化になる子どもとならない子どもがいることであり、野洲市では436世帯の子どもたちが有償です。全ての子どもたちが無償になるようにすべきです。

第2点目は、給食費の副食費が徴収されることです。これまで保育料の中に入っていたのが、副食費は徴収されることになりました。年収360万円以下や、第3子は免除されますが、それ以外の子どもは有償となります。

12月補正予算で、保育園の給食費とこども園の副食費で492人分、半年分で571万円の収入予定になっています。民間保育園では、この給食費の徴収事務が加わり、大変な労働強化になっています。中途半端な無償化でなく、給食費も無償にすべきです。

第3点目は、地方自治体の負担金が公立の場合100%、民間の場合4分の1であり、幼稚園は全て公立であり、保育園も半分は公立です。交付税算入と言われているが、どれだけかわからない状況であり、公立園が多い自治体の負担は大きくなります。本来100%国が行うべきです。

4点目は、保育の無償化により、保育園や学童保育の入所も増えています。保育士や指導員不足となっており、給与の引き上げと保護者負担の軽減が求められています。

幼児教育・保育の無償化に伴い、さまざまな問題は当初から心配されてきました。緊急に無償化を検証するため、幼児教育・保育の無償化の改善を求める意見書案を政府に上げていく必要があります、本意見書案に対しての賛成討論といたします。

以上です。よろしく皆様のご賛同お願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、意見書第18号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己でございます。

教職員の長時間労働の解消を求める意見書（案）に反対の立場から討論いたします。

この意見書案は、賛否以前の問題として、主語、述語の関係や、代名詞が何を指すかが不明瞭で、論旨が非常にわかりにくくなっています。例えば、第3段落の「ところが、安倍政権は公立学校の教育に「一年単位の変形労働時間制」が12月4日参議院で可決しました」の一文では、「安倍政権は」が本来は文の主語に当たると思われます。しかし、述語は「「一年単位の変形労働時間制」が」に対応している「可決しました」のみであり、安倍政権は何をしたのか、どうなのか論述されていません。

参考までに、論旨を酌んで整理すると、「安倍政権は1年単位の変形労働時間制を提案。参議院で可決しました」となります。

主語、述語を整理して、論旨を明確にすることはいわば必須であり、全体的にも文の構成が整理されておらず、趣旨を別にしても、議会の意見として関係機関に送付する文書としてふさわしくありません。

次に、内容について討論します。

まず、指摘しなければならないのは、教職員の労働時間や定数の改善などは、子どもたちの学習環境改善など、最終的に子どもの利益を目的としたものであることが大前提であるべきということです。

先般の私の一般質問に対する答弁においても、「教職員の働き方改革の目的は、教師の子どもと向き合う時間を確保すること」と教育長が答弁されたとおりです。しかるに、意見書案では、今以上に長時間働かせるのかと強い怒りの声が上がっているなどと、感情的な記述はありますが、本来目を向けるべき子どもへの視線、視点は皆無で、目のつけどころが間違っています。

今般の変形労働時間制導入については、長時間労働の解消を目指し、柔軟な労働時間の設定を可能とするための選択肢として必要不可欠です。また、教員定数については、学習環境改善の観点から、平成29年に義務標準法を改正し、着実な定数改善に努められています。さらに、法改正に伴い、新たに制定する指針においては、在校等時間の上限を遵守することなどを規定して、業務の削減も合わせて進めていく方針とされています。

こうしたことから、意見書案の指摘は当たらないことが明白であり、原案に反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第18号教職員の長時間労働の解消を求める意見書について、賛成討論を行います。

文科省が2016年度に行った公立小中学校の教職員勤務実態調査におきまして、厚労省が過労死の目安としている残業が月80時間を超える教員が、小学校では33.5%、中学校では57.6%に達することが明らかになりました。また、同年の連合総研の調査においては、小学校で72.9%、中学校で86.9%の教員が過労死レベルとなる超勤を行い、過酷な労働実態が明らかになっています。これでは、教職員がゆとりを持って、東郷議員がおっしゃるように子どもたちと向き合い、子どもに寄り添った教育を行うという事は困難であります。

この背景には、教職員は旧特法により労基法が一部適用除外となっているなど、法制度の問題や、35人以下学級などの少人数学級とか、定数改善が行われていないことにあります。

また、学習指導要領で規定している授業数が多い、過密化している、これは野洲市の教育長もおっしゃっております。

また、中学校の部活動、加えて全国学力テストの学習状況の調査、そして採点、そういったことが行われ、教員一人ひとりの業務負担が増加していることなど、さまざまな要因があります。

こうした状況を受け、文科省は学校が教職員の長時間労働に支えられている状況には限界があるとして、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、議論をされているところですが、その一方で、政府は働き方改革において、教職員は旧特法により労基法の一部適用除外になっているとして、議論の対象外としております。

この旧特法設定時の文科省の調査、教職員勤務調査では、教員の時間外勤務は週当たり小学校で1時間20分、中学校で2時間30分、平均で1時間48分、これをもとに4%、月8時間程度に相当するというそういう基準を導入し、この旧特法が制定されました。

今もう当時とは大きく異なって、超勤が無制限、無定量となっております。

今回、意見書に出しております労基法の基準、労基法の第37条の適用除外規定を削除すること、また国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと、そして、不要不急の業務の削減、長時間労働を助長する1年単位の変形労働制の法律を廃止すること、こういっ

た問題は本当に今意見書として上げていかなければ、野洲市内でも過労死の先生を生み出すことになってしまいます。また、子どもと本当に向き合うということができない状況となります。

以上、18号の意見書に対しての賛成討論といたします。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は、終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、意見書第15号プラスチックごみ対策を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第15号は否決されました。

次に、意見書第16号安倍政権による「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第16号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第17号幼児教育・保育の無償化の改善を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第17号は否決されました。

次に、意見書第18号教職員の長時間労働の解消を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第18号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。4時45分再開いたします。

（午後4時33分 休憩）

（午後4時45分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長（山仲善彰君） 令和元年第6回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る11月28日から本日に至りますまで23日間でありました。令和元年度野洲市一般会計補正予算をはじめ、提案を申しあげました議案につきまして、原案のとおりお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の一般質問、議案質疑を通じまして、子育て支援事業、災害対策など、さまざまな分野における政策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。今後の取組に活かしてまいります。

さて、市民病院整備工事につきましては、今後市立病院の運営実績、医療政策の動向等も踏まえて、機能の精査を行った上で、現実施設計を見直す方向で進めてまいります。既に先日開催の野洲市民病院整備運営評価委員会において、変更素案をご審議いただき、貴重なご意見をいただきましたが、来週開催を予定いただいております野洲市民病院整備事業特別委員会におきましてご審議をいただき、次の段階に進めたいと考えております。

設計変更に伴う費用につきましては、来年1月に予定をいただいております臨時議会において提案をさせていただく予定です。

なお、本定例会の討論におきまして、議員より病院の設計に関して設計業者の固有名まで挙げて、公募提案を市がというより市長の私に変更し、業者に迷惑がかかったかのような発言等がありました。全く事実に反するものであります。改めて当初提案を確認しましたが、図面はもとより、文書の内容においても、一部建物をセットバックさせたH型とし、壁面をなくすことでまちに対する圧迫感を軽減すると強調されており、いわゆるセールス

ポイントの1つとなっております。

その他、職員に関する事等を含め、議案に対する議員の賛否は尊重いたしますが、事実と異なることを公言し、それを根拠に判断されることは誠に誠に残念であります。

また、公募の審査にあたっては、名前を挙げられた教授の推薦に係る委員がかわって審査員として参加いただいていたことも申し添えておきます。

その他、野洲市みどりの基本条例をお認めいただきましたので、安全で潤いのある都市空間づくりを目指し、市民の憩いと活動の場として、都市計画税を財源とした都市公園整備の計画づくりを進めてまいります。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては、この1年、市政発展のために誠に大きなご尽力を賜り、感謝を申し上げます。健康には十分ご留意をいただき、引き続きご活躍いただきますと共に、市政へのご支援を賜りますようお願いいたします。あわせて、よき新年を迎えられますようご祈念申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、令和元年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。（午後4時48分 閉会）



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年12月20日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 荒川 泰宏

署名議員 立入 三千男